

(様式 2)

えびす 会則

えびすは、ソフトテニスを通して、技術面だけでなく「人としての成長」を大切にする地域クラブである。

(名称)

第1条 本会は、えびすと称する。

(目的)

第2条 本会則は、えびすに所属するスタッフ・クラブ会員及び保護者が互いに協力し合い、円滑で健全なクラブ運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

(1) ソフトテニスの練習

(2) えびすカップ（ソフトテニス団体研修大会）の開催

(会員)

第4条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第5条 本会へ入会を希望する者は、会則に同意の上、所定のフォームへ必要事項を入力し、本会の確認を受けるものとする。

(会費)

第6条 スポーツ安全保険の加入費である年額800円を入会時に納入するものとする。
また、月額3,000円の会費を納入するものとする。(令和8年8月から)

(退会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、第3条各号に定める事業にかかわる財産など会として保有する一切の財産を管理する。

(その他)

第10条 必要に応じて、コート使用料等の活動費を別途徴収する場合がある。

第11条 練習及び輸送時に起因したクラブ会員の怪我等の保障は、スポーツ安全保険及び、運転者の加入している保険の保証範囲内とし、スタッフ及び、運転者はその責務を問われないものとする。

令和8年 4月1日 改訂